

法人名 医療法人 五星会

※医療法人整理番号

所在地 神奈川県横浜市港北区菊名4-4-27

貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------------|------------|---------------------|------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| I 流動資産 | 5,254,246 | I 流動負債 | 2,591,795 |
| 現金及び預金 | 3,307,759 | 買掛金 | 260,542 |
| 事業未収金 | 1,668,319 | 未払金 | 223,001 |
| 未収金 | 133,602 | 1年以内返済借入金 | 350,140 |
| たな卸資産 | 80,719 | 短期借入金 | 1,050,000 |
| 前払費用 | 130,871 | 未払費用 | 324,918 |
| 役職従業員短期貸付金 | 1,750 | 預り金 | 38,945 |
| 立替金 | 10,559 | 従業員預り金 | 49,346 |
| 貸倒引当金 | △ 79,333 | 未払法人税等 | 501 |
| II 固定資産 | 7,122,744 | 未払消費税等 | 0 |
| 1 有形固定資産 | 5,949,726 | 前受収益 | 0 |
| 建物 | 3,056,920 | 賞与引当金 | 266,136 |
| 建物減価償却累計額△ | 996,321 | 短期リース債務 | 28,266 |
| 建物付属設備 | 2,682,952 | II 固定負債 | 6,116,817 |
| 付属設備減価償却累計△ | 1,594,986 | 長期借入金 | 5,027,468 |
| 構築物 | 257,508 | 長期未払金 | 9,181 |
| 構築物減価償却累計△ | 136,932 | リース債務 | 151,468 |
| 医療用器械備品 | 2,050,550 | 退職給付引当金 | 928,700 |
| 医療器械減価償却累計△ | 1,672,269 | 負債合計 | 8,708,612 |
| その他の器械備品 | 899,731 | 純資産の部 | |
| 他器械減価償却累計△ | 765,752 | 科目 | |
| 一括償却資産 | 27,410 | I 出資金 | 924,727 |
| リース資産 | 164,683 | II 積立金 | 2,738,574 |
| 土地 | 1,835,300 | 特別償却準備金 | 1,807 |
| 建設仮勘定 | 140,932 | 繰越利益積立金 | 2,736,767 |
| 2 無形固定資産 | 67,075 | (うち当期利益(損失)) | △ 669,024 |
| ソフトウェア | 58,338 | III 評価・換算差額等 | 5,077 |
| 電話加入権 | 1,917 | その他有価証券評価差額金 | 5,077 |
| 入会金 | 5,000 | | |
| 権利金 | 1,820 | | |
| 3 その他の資産 | 1,105,943 | 純資産合計 | 3,668,378 |
| 有価証券 | 107,673 | 負債・純資産合計 | 12,376,990 |
| 長期前払費用 | 234,814 | | |
| 敷金保証金 | 60,635 | | |
| 保険積立金 | 45,906 | | |
| その他の資産 | 110 | | |
| 繰延消費税等 | 229,148 | | |
| 繰延税金資産 | 427,657 | | |
| 資産合計 | 12,376,990 | | |

法人名 医療法人 五星会

※医療法人整理番号

所在地 神奈川県横浜市港北区菊名4-4-27

損 益 計 算 書

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|--------------|------------|------------|
| I 事業損益 | | |
| A 本来業務事業損益 | | |
| 1 事業収益 | | 10,634,411 |
| 2 事業費用 | | |
| (1)事業費 | 11,245,308 | |
| (2)本部費 | 156,600 | 11,401,908 |
| 本来業務事業損失 | | 767,497 |
| 事業損失 | | 767,497 |
| II 事業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 3,310 | |
| その他の事業外収益 | 96,694 | 100,004 |
| III 事業外費用 | | |
| 支払利息 | 37,850 | |
| その他の事業外費用 | 0 | 37,850 |
| 經常損失 | | 705,343 |
| IV 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 700 | |
| その他の特別利益 | 31,804 | 32,504 |
| V 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 442 | |
| 固定資産圧縮損 | 0 | |
| その他の特別損失 | 29,481 | 29,923 |
| 税引前当期純損失 | | 702,762 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 1,002 | |
| 法人税等調整額 | △ 34,740 | △ 33,738 |
| 当期純損失 | | 669,024 |

個別注記表

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法)による。

・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2)たな卸資産 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、平成10年4月以降取得した建物および平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいています。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算し、計上しております。

(3)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、発生から5年を超える債権については回収可能性がないとして、全額引当金を計上しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項
該当なし

7. 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

| | |
|------------|------------------|
| 建 物 | 1,735 百万円 |
| <u>土 地</u> | <u>1,180 百万円</u> |
| 計 | 2,915 百万円 |

上記に対する債務

| | |
|--------------|------------------|
| <u>長期借入金</u> | <u>2,534 百万円</u> |
| 計 | 2,534 百万円 |

8. 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

① 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 事業上の 関係 | 取引の内 容 | 取引金額 | 期末残高 |
|--------------------|------|-----|------------|-------------------------------------|--------------|--------------|
| 役員及び その他近 親者 | 山本 登 | 理事長 | 当法人 理事長 | 当法人の 借入に対 する債務 被保証（注 1） | 5,377 百万円 | 5,377 百万円 |
| 役員及び その他近 親者 | 山本芳子 | 理事 | 当法人 理事 | 当法人の 借入に対 する債務 被保証（注 2） | 564 百万円 | 564 百万円 |

② 法人である関係事業者

| 種類 | 法人名 | 所在地 | 法人総資産 | 事業内容 | 事業上の関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 期末残高 |
|-------------|---------|----------------|----------|------|--------|----------------|--------|--------|
| 役員が支配している法人 | 医療法人三星会 | 横浜市港北区樽町1-1-23 | 9,316百万円 | 医療業 | 債務保証 | 被法人の借入に対する債務保証 | 100百万円 | 100百万円 |

(注1) 当法人はみずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、きらぼし銀行、福祉医療機構の借入金に対して山本登理事長より債務保証を受けている。
なお、保証料の支払いは行っていない。

(注2) 当法人はみずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、きらぼし銀行、福祉医療機構の借入金に対して山本芳子理事より債務保証を受けている。
なお、保証料の支払いは行っていない。

9.偶発債務に関する事項

保証債務

下記の法人の金融機関等からの借り入れに対し、次の通り債務保証及び担保の差し入れを行っております。

(債務保証)

医療法人三星会 100,000千円

(担保提供資産)

定期預金 100,000千円

10. 重要な後発事象に関する事項

該当なし

11. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1)有形固定資産の減価償却累計額 5,166百万円

(2)取得価額から直接減額している圧縮記帳額 356百万円

(3)財務制限条項

借入金のうち、長期借入金 250 百万円については財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

- ① 貸借対照表上の純資産の部の金額を令和5年3月決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の70%および直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の

70%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

- ② 損益計算書の経常損益につき、2期連続して損失を出さないこと(但し、初回の判定は、令和6年3月期および令和7年3月期の2期とする)。